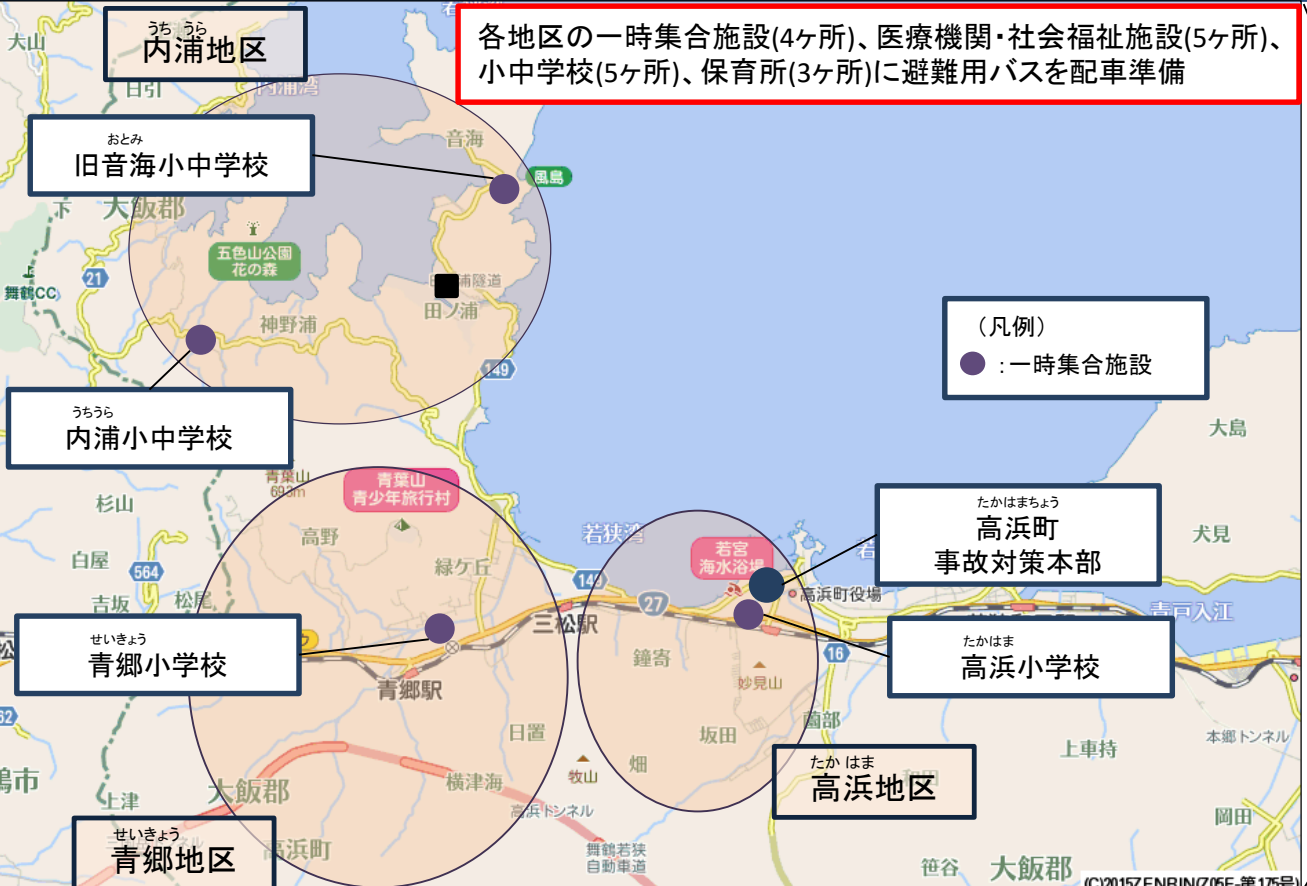
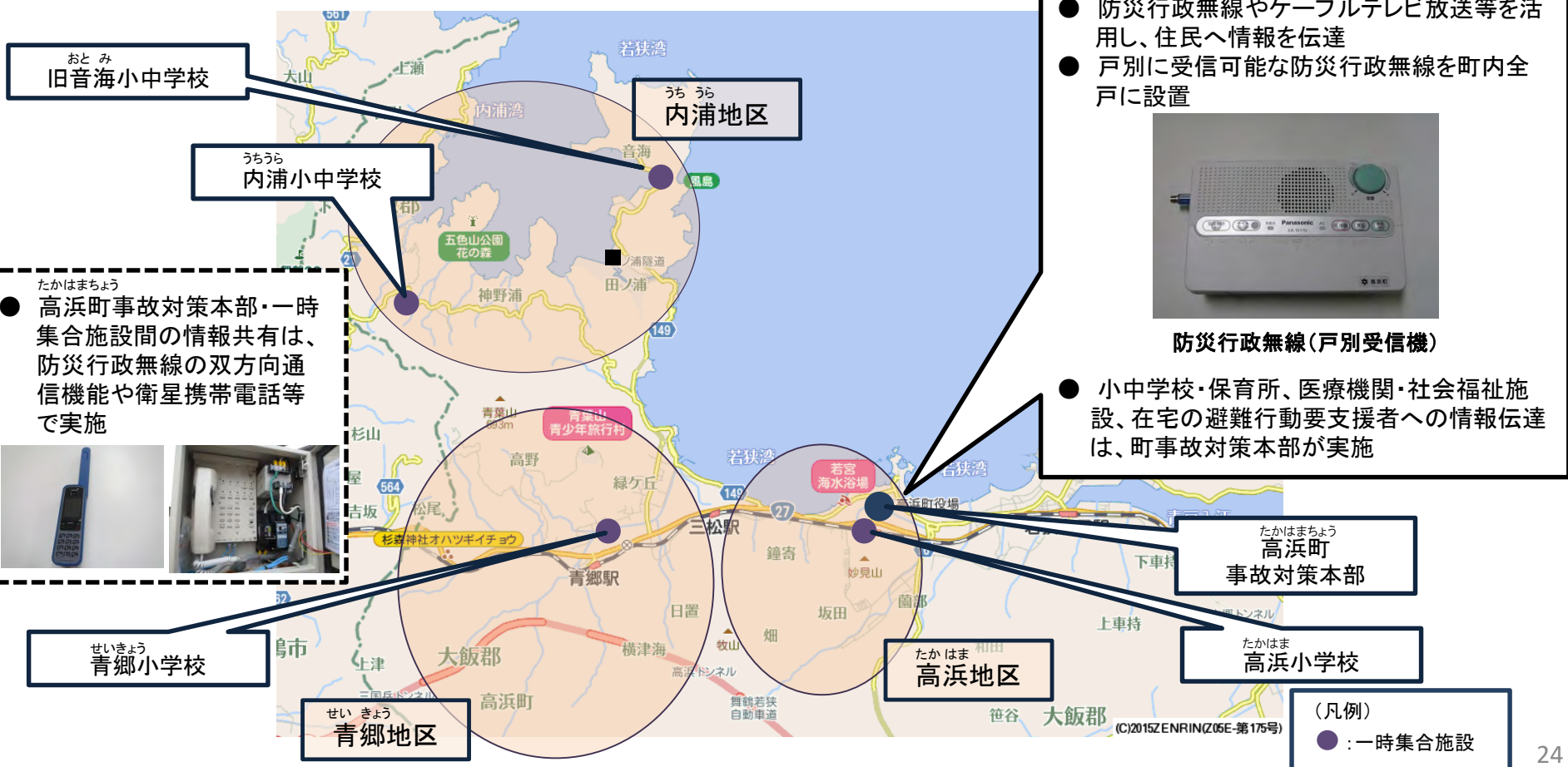


福井県及び高浜町における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、高浜原子力防災センターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。
- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で町の全職員を参集し、高浜町役場に町事故対策本部、高浜原子力防災センターに事故連絡室を設置。PAZ圏内の住民が避難のため集合する施設として、4ヶ所の一時集合施設を開設し、各々の施設に職員4名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ圏内の避難行動要支援者への避難準備広報を行う。
- 警戒事態になった場合、福井県内のバス事業者等は、福井県又は高浜町の要請に備え、バスの配車準備を開始。
高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。



- PAZ圏内避難の対象となる3地区内の一時集合施設を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合施設へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町事故対策本部と情報を共有。町事故対策本部は、入手した情報を防災行政無線等で伝達。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町事故対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



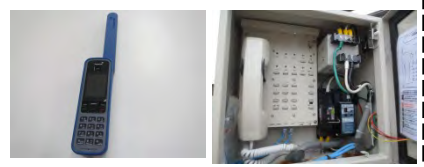
- 防災行政無線やケーブルテレビ放送等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線を町内全戸に設置



防災行政無線(戸別受信機)

- 小中学校・保育所、医療機関・社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、町事故対策本部が実施

たかはまちょう
● 高浜町事故対策本部・一時集合施設間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施



京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に府災害警戒本部、府中丹広域振興局に府災害警戒支部を設置。府災害警戒本部に32名、府災害警戒支部に43名が参集(2号配備の場合)。また、情報収集等のため、高浜原子力防災センターに連絡員を派遣。
- 舞鶴市は、警戒事態になった段階で、市の全職員を参集し、舞鶴市役所に市災害警戒本部を設置。施設敷地緊急事態で、PAZ圏(松尾地区・杉山地区)及びPAZ圏に準じた避難を行う地域(大山地区・田井地区・成生地区・野原地区)のバス乗車場所に避難誘導職員を各2名配置。
- 警戒事態になった場合、PAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域へ市保有車両及び市内バス会社等の保有車両、その他(関西電力等)が配備する車両の要請並びに配車を行う。
- 施設敷地緊急事態で、消防職・団員、市職員は各地区のバス乗車場所付近に活動拠点を設置。

